

第30回例会 2019年2月27日(水) 晴 No. 2888 ●ソング＝手に手つないで 進行：吉田祐一副SAA

※ 3 F 「星雲の間」

■卓話■



担当 中川浩輔会員
ゲストスピーカー 税理士法人チェスター営業部長
山根 亮氏

私も約30年銀行におりまして、先日中川支店長と懐かしい銀行の話をしながらふと隙をつかれて頼まれてしまった感じではありますが、今日は貴重な例会のお時間にお話しする機会をいただきありがとうございます。支店長が目をつけておられるのが、皆様の企業の根底を揺るがす事になってはいけないという、そういう目線だと思います。今日は法律に明記されましたという事だけでも記憶してお帰りになっていただければと思います。法令で決まってしまったという事実だけはどうしてもありませんので、それに合わせて整備していく事が必要だろうと思います。

「働き方改革」ここが肝心！
中小企業経営者様の改革への取組について

全体像（改革概要・目的）

- ★3本の柱⇒労働者が多様な働き方を選択できるような社会の実現
- ▶時間外労働の是正
～残業時間の『上限規制』、『勤務間インターバル』、年次有給休暇の取得促進etc
- ▶柔軟な働き方の実現
～労働時間の『客観的把握』（管理職、裁量労働制適用者も義務付け）、『健康管理』の徹底etc
- ▶公正な待遇の確保
～正規・非正規労働者間の待遇格差の是正＝『同一労働同一賃金』

関連情報

- 【労働基準法違反が刑事事件化するまでの流れと、企業側の不利益について】
- ・労働基準監督署が実施する行政機関としての調査・臨検。
- ・調査過程、行政指導の遵守状況等を勘案し、重大・悪質な事案と判断されたものが、刑事事件化。
- ・罰則対象は、行為者（法人代表者）と、事業主（法人）の両罰規定。
- ☞事件化した場合は、刑罰そのものによる不利益と共に、公共事業の入札からの排除、レピュテーションの低下等、二次的不利益を受ける。
- ☞厚生労働省のホームページ上に公表され、裁判により公開されることによる不利益も。

■会長報告■

今週の日曜日は仙台のRLIに参加してきました。通常セミナーと違って小規模の分科会に分けて50分ずつ6項目、主に話すのは参加者の方で講師ではなく進行役がいるだけというちょっと変わった研究会でした。

その中で今日の会長報告は我がクラブにて直前に議論の対象となるクラブの規定（クラブ定款）について2016年規定審議会の決定時事項の中で主なものをご紹介します。

- 16-05 クラブリーダーシッププラン（CLP）に基づく5つの常任委員会を最低必須とする。
クラブ運営管理（クラブ管理）
会員増強（会員増強）
公共イメージ（広報）
R財団（R財団）
奉仕P（職業奉仕）

- 16-13 青少年奉仕を新世代奉仕に名称変更
16-21 クラブ例会頻度と出席に関する規定をクラブ細則で定める。但し最低月2回開催
16-32 メークアップの期間を同じロータリー年度に拡大
16-34 出席免除規定の緩和。（ロータリー歴20年以上・子供の誕生で12か月以上の出席免除）
16-36 会員身分をクラブ独自で決定、クラブに柔軟性を与える。職業分類に関する規定の例外を認め正会員の中に準会員、家族会員、法人会員等を制定が可能になる。（職業分類を削除）
16-38 会員身分の柔軟さを認める件。クラブは善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し地域社会において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

■幹事報告■

1. 地区大会4月21日(日)の本会議には万障お繰り合わせの上ご参加をお願いします。特に、理事役員、入会3年未満の新入会委員の方々は是非ご参加下さい。
2. 当クラブ3月13日(水)の例会は「春の親睦会」のため18：30開催予定でしたが、3月27(水)大同苑（西北RCと合同で）に変更になりました。
3. 本日、クラブ細則改正の賛否投票を行います。
4. 3月のロータリーレート：1ドル=110円
5. ザ・ロータリアン誌3月号回覧します。

■委員会報告■

情報委員会 鈴木裕子委員長
ロータリーの友を読んでを3月から行いたいと思います。3月は石森さんをお願いします。

■ゲスト■

山根 亮様（卓話ゲストスピーカー）

■メークアップ■

藤村孝史会員（2/7地区）
松原 展会員（2/13大船渡）

SMILE

☆中川めぐみ会員…先週の催促スマイル、父に話したところ、吹き出してとてもいい笑顔を見せてくれました！楽しい話題を作ってくださいありがとうございます。なのでスマイルします。

☆中川浩輔会員…本日は山根部長にゲストスピーカーをお願いしました。お話しすることが思いつかず、困っていたので大変助かりました！救世主、山根部長に感謝のスマイルします！

☆晴山正博会員…休みがちでしたが久々に出席できましたので、スマイルします。

出 席 報 告

会員数	38名
出席数	16名
出席率	59.26%
前々回修正出席率	75.00%

盛岡北ロータリークラブ細則の改正について

進行 幹事 日山健一

盛岡北ロータリークラブ細則第6条入会金及び会費第2節の一部改正について2月6日の理事役員会にて承認され、2019年2月27日の例会にて出席者16名全会員の賛成挙手により改正が承認された。これにより3月1日より、盛岡北ロータリークラブ細則改正版が施行される。

記

第2節 会費は年額200,000円とし、半年ごとの各支払い額のうちの一部は、各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、年4回7月1日および10月1日、1月1日、4月1日に納入すべきものとする。

第2節 会費は年額200,000円とする（正会員から申し出のあった縁故者である新会員の会費はその半額とする。ただし理事会の承認を得た者に限る。）半年ごとの各支払い額のうちの一部は、各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年4回7月日および10月1日、1月1日、4月1日に納入すべきものとする。